

明るく住みよいまち  
それは一人ひとりの人権が  
大切にされ、  
誰もが明るく幸せに  
生きていくことが  
できるまちです

未・来・に・向・か・っ・て

# ふるさと

No.52

2024（令和6）年  
6月1日発行



障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを  
認め合いながら共に生きる社会の実現をめざしましょう。

## 紙面紹介

- 1ページ 共生社会の実現に向けて
- 2ページ 合理的配慮の提供が求められます！
- 3ページ 人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりをめざして

編集・発行 菊池市  
菊池市教育委員会  
菊池市人権・同和教育推進協議会

## リーフレットに関するお問合せは

菊池市役所総務部人権啓発・男女共同参画推進課まで  
TEL 0968-25-7209（直通）

# 共生社会の実現に向けて

障がいのある／なし、障がい者手帳を持っている／持っていないにかかわらず、すべての人の命は大切です。一人ひとりの命の重さも障がいのあるなしにかかわらず、かけがえのないものです。

車いすに乗っているとスーパーの高い棚の商品は自分では取れないので、付き添ってほしいと店員さんに伝えたとところ、今は混雑しているから付き添うことはできないと言われました。しかし、私が持っていた買い物リストを渡して、代わりに品物を用意してもらえることになり、一人でも買い物を済ませることができました。

「できない」だけでなく代替案を示してくれてよかった！



住民票を取ろうと思って市役所の総合案内に行くと、手話通訳の職員の人が待機していたので、スムーズに用事を済ませることができました。

また、耳マーク（右図）が備えてある窓口では、筆談でのやり取りもできました。



対応できる職員がいて安心



「障害者差別解消法（2016年）」では、障がいのある人に合理的配慮を行うことを通じて、共生社会を実現することを目指しています。この法律を進めることで障がいのある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ障がいのある人となない人が、お互いに理解しあっていくことが、共生社会の実現にとって大きな意味を持ちます。

〈内閣府「合理的配慮を知っていますか」より引用〉

障がいのある人もない人もすべての人が、同じようにサービス等を受けることができる状況を整えることを、この法律では求めています。この「障害者差別解消法」では、社会の中にあるバリアによって生活しづらいことを取り除くために、配慮すべきことが定められています。つまり、**正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限をかけたりすることなどが禁止**されます。

この法律では、今年の4月から地方公共団体だけでなく、事業者へ**合理的配慮の提供**が義務づけられました。特に、事業者は利用者との関係性において、**お互いに十分な対話**が大切になってきます。次のページでは、具体的事例を見てみましょう。



## 障がいに関することで困りごとがあれば

菊池市役所 福祉課障がい福祉係

☎ (0968) 25-7213

までおたずねください。

# 合理的配慮の提供が求められます！

合理的配慮の提供とは、障がいのあるなしに関係なく同じサービスを届けることです。具体的事例を見てみましょう。

## ケース 1

音楽が流れる歩行者信号があれば、目の不自由な人もより安全に渡れます



## ケース 2

ヘルプカードは、外見からわからなくても、援助や配慮を必要とする人(内部障がいや難病の方等)が持っています



## ケース 3

車いすを使う人にとっては、ジュースを買いたいときに、低い自動販売機があると便利。また、ちょっとした段差や階段を移動するときには、右のようなスロープを準備してもらうと、とても助かります



## ケース 4

言葉の違う国の人とお互いの意思を伝え合うときには、スマートフォンやタブレットの翻訳機能アプリを使うと、とても便利です



こんな光景が  
当たり前になると  
いいです

合理的配慮の提供は、社会的障壁（社会の中にあるバリア）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、事業者はその方と十分に対話をして、対応することが求められるものです。さまざまな方法を提案しながら、お互いが理解し合い、最善の解決策を見つけ出していくことが重要です。

また、社会的障壁とは、社会の中の様々な生きづらさの要因のことで、それを考えると、合理的配慮は、すべての人に対して提供されるべきものです。

こんにちは  
人権啓発・男女共同参画  
推進課です!!

## 人権が大切にされる差別のない 明るいまちづくりをめざして

### ごあいさつ



菊池市人権啓発・男女共同参画推進課  
課長 坂本 健誠

市民の皆様には、日頃より、人権教育・啓発及び男女共同参画の推進に関するさまざまな取組についてご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

菊池市では「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」をめざし、「人権・同和教育研究大会」「ふるさと懇談会」「人権フェスティバル」の開催、人権啓発リーフレット「ふるさと」の全世帯配付等を行っており、また、「男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現」にむけて、「市民フォーラム」「市民講座」の開催、男女共同参画情報誌「ともに」の全世帯配付、「男女共同参画専門委員」による相談事業等を行っています。

「アンコンシャス・バイアス」という言葉があります。無意識の思い込みや偏見という意味ですが、誤った事実認識により無意識に差別が起こっていて、差別をする人もそれが差別だと気付いていないことが多い、人を傷つける意識がないのに人を傷つけてしまっている、ということです。こういった自覚のない差別発言が、ニュースなどでも取り上げられ問題になっているところをよく目にしますが、差別を無くすために必要なことは、行為や言動に対しそれが差別だと気付く一人ひとりの人権感覚だと思います。

人権感覚を身に付けるには、様々な人権課題の当事者の方々の話を聞いたり研修会等に参加したりすることで、自らの誤った思い込みに気付く学習をしていくことが大切だと考えます。

これからも、共に学びながら人権教育・啓発及び男女共同参画の推進に取り組んでまいりますので、「ふるさと懇談会」や「市民フォーラム」などの、各種研修会等への市民の皆様の積極的なご参加をよろしくお願いいたします。

### 《今年度の主な行事予定》

- 7月27日（土）  
「第20回菊池市人権・同和教育研究大会」
- 9月～12月  
「ふるさと懇談会」  
・ 菊池南ブロック  
・ 七城南ブロック  
・ 旭志新明・護川ブロック  
・ 泗水西部・中央地区
- 12月14日（土）  
「第19回菊池市人権フェスティバル」



菊池市は  
「人権未来都市」を  
宣言しています!

### 【人権啓発・男女共同参画推進課の新しい体制】

課長	坂本 健誠	西部市民センター長	村上美智子
課長補佐兼 人権同和啓発係長	森 秀明	主任主事	吉田 武
主任主事	池田健太郎	児童厚生員	宗 利恵
主 事	上村 ゆい	児童厚生員	鳶 律子
男女共同参画推進係長	西山 美紀		
主 事	植嶋 麻里		

### 【地域人権教育指導員】

宮川 淳一	(人権啓発・男女共同参画推進課)
末永知恵美	(西部市民センター)
中原 博昭	(七城公民館)
平井 靖彦	(旭志公民館)
宮崎 篤	(泗水公民館)